

○時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件（平成二十二年総務省告示第三百八十九号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 PHSの無線局の無線設備は、一、九〇六・五五MHz、一、九〇七・一五MHz又は一、九〇七・七五MHzの周波数を制御チャネルとして使用できるものであること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 PHSの無線局の無線設備は、次に掲げる周波数を制御チャネルとして使用できるものであること。</p> <p>一、九〇六・五五MHz、一、九〇七・一五MHz又は一、九〇七・七五MHz 一、九一六・七五MHz、一、九一七・三五MHz又は一、九一七・九五MHz 一、九一六・一五MHz</p> <p>二・三 (略)</p>